

令和2年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市志摩総合スポーツ公園	所在地	志摩市志摩町布施田1103番地
指定管理者名	特定非営利活動法人 志摩スポーツクラブ	指定期間	平成31年4月1日から令和4年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的として設置する。		
業務内容	(1)海洋センターの利用許可に関する業務 (2)海洋センターの利用に係わる料金の徴収に関する業務 (3)海洋センターの施設及び設備維持に関する業務 (4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会が海洋センターの管理上必要があると認める業務		
施設概要	トラック：アンツーカー(400mトラック)、フィールド:芝生 用途:陸上、サッカー、野球、ソフトボール等、体育倉庫1棟②テニスコート:オムニコート1面、ハードコート1面③子ども広場:遊具(木製9基、スチール製3基)、相撲場1面(スレート屋根付き)、公衆トイレ:1棟④駐車場：普通車163台		
職員体制	正規職員3名、パートタイム職員4名(事務補助1名、用務員1名、環境整備作業員2名) ※志摩B&G海洋センター職員が兼務		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位:円)
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(C-B)
事業収入	指定管理料	1,480,000	1,531,000	1,549,000	18,000
	利用料金	207,000	90,000	58,000	-32000
	その他	296,613	210,781	456,100	245319
	計(a)	1,983,613	1,831,781	2,063,100	231,319
事業支出	人件費				
	管理運営費	1,955,547	1,458,987	1,735,521	276534
	その他				
	計(b)	1,955,547	1,458,987	1,735,521	276,534
収支差引額(a-b)		28,066	372,794	327,579	-45,215

※過去の指定管理料の中に公衆トイレ清掃委託料が含まれていたため、その他に科目変更しました。

なお、公衆トイレ清掃委託料に対応する支出は人件費であるため、令和2年度は海洋センターの収入としました。

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	収入では、新型コロナの影響で利用料金が減少した。その他の増は、前年度繰越金が増えたためである。支出増の主な要因は、施設修繕料の増加である。
----------------------------------	---

3 総合評価

指定管理者	市
<p>施設管理については、費用対効果を意識しながら経費節減に努め、ほぼ適正に運営していると考えている。しかし、施設の老朽化により修繕箇所が多く、市とも協議したがすべての修繕の対応が困難であるため、今年度に関しては、前年度繰越金が増えたため、特に重点課題であった公園遊具の修繕とテニスコート休憩所テントの撤去を指定管理予算で執行した。また、令和4年度から総合型クラブの登録・認定制度が施行予定であるため、そのことに対応するため、当クラブの改革推進プランの策定を行い、クラブの質的向上を図り、より地域と密着した総合型地域スポーツクラブとして、市民の健康増進とまちづくりに寄与したいと考えている。</p>	<p>今年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言が発出され、志摩市として公共施設の休館を余儀なくされた。このことにより、通常通りの施設利用はできず施設利用者は大幅に減少したことは致し方ない状況であった。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況は波はあるものの持続して感染していたが、施設運営にあたっては、新しい生活様式や業種別ガイドライン、市の基準等に基づき運営され、徹底した感染症対策を講じて運営されていた。その結果、施設利用者や運営スタッフから感染者を出すことなく運営されたことは、高く評価できる。</p> <p>また、老朽化した施設の劣化箇所を経費削減しながら修繕対応しており、適正な運営をしていると認識している。</p> <p>引き続き、施設利用者目線で施設運営していただきたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針については事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	A	今年度は、新型コロナの影響で、利用者数の制限や感染防止対策を徹底しながら、施設の設置目的である「市民の健康増進」に資することができた。	A	コロナ禍で施設運営をしていく上でさまざまな工夫が必要だったと思うが、施設の利用状況・運営状況からも設置目的は達成できたと思われる。
	③運営状況	A	事業計画書とおりの供用日数・時間を達成した。	A	緊急措置による臨時休業以外は事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	常に法定人数以上の有資格者を配置し、その他の職員も適正に配置した。職員の勤務実績も特に問題はなかった。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。
	⑤意思疎通	A	定期的な連絡はないが、情報を共有しておくべき事柄が生じた際は遅滞なく報告を行った。	A	定期連絡はないものの、必要な際には随時連絡により遅滞なく、情報共有できた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	点検記録、修繕記録等、各種整備保管が適正に行われている。	A	各種の記録については、適正に整備・保管がなされている。
	⑦使用許可等	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	協定書の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑨個人情報	A	個人情報取扱特記事項のとおり適正な取扱いであった。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する地方自治法、その他の法令法及び条例・規則を理解し、遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	クラブ通信やHPでの周知、学校訪問また施設アンケートを実施し、ニーズに応じた自主事業を実施や施設管理の改善を行った。	A	積極的に自主事業を行ったことで利用者満足の向上が図られたので、より一層の積極的な取り組みに
	②利用者の平等な利用	A	通常業務の中で常に職員間の情報共有を行い、サービス水準の確保を図った。	A	サービス水準は期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	イベントの情報などを施設HPやチラシなどで周知し、情報の発信に努めた。	A	チラシやインターネットを活用して情報発信されていた。
	④非常時・緊急時の対応	C	緊急時のマニュアルは未整備であり、例年実施している救急救命講習も新型コロナウイルス感染防止のため実施を見合わせた。	B	緊急時のマニュアルについては今年度中を目途に整備を進めていただきたい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	今年度は利用者からの苦情はなかったが、意見や問い合わせについては、その都度適正に対応している。	A	利用者への対応は、その状況に応じて利用者へ親身になって対応されていた。
	⑥自主事業	B	今年度は、新型コロナの影響で一部の会員対象の大会は実施したが、一般を対象とした事業は、実施できなかった。	B	コロナ禍で事業に関しては実施は厳しい状況ではあったが、可能な範囲で実施していたことは評価できる。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に職員会議を行い、反省する機会を設けた。改善点の把握により、次年度につなげていけるよう努めた。	A	職員会議できちんと事業の評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	日常的に施設・設備等は点検しており、管理は適切であった。施設・設備等に起因する事故等は起きていない。	A	施設整備等について安全上の問題はなかった。
	②備品の管理	A	備品台帳を整備し、適切に備品を管理した。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	使った物は常に所定の位置に戻すことを実施し、整理整頓に心がけた	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書で定められた額未満の修繕は速やかに実施した。今年度は協定を超えるもので、緊急を要するものについては、市と協議の上、クラブで実施した。	A	異常が認められた際は速やかに適切な処置が講じられており、その内容も問題なく記録されていた。
	⑤清掃業務	A	営業日には必ず掃除を実施しており、清潔な状態を保つよう努めた。	A	清掃が行き届いており、清潔な状態が保たれていた。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理は管理主任を置いて適切に行った。防犯については防犯カメラの設置や不審者対策のために定期的な巡回警備を実施した。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも適切な対応がなされていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類もきちんと保管している。普段の会計処理は会計担当者が行い、決算については税理士に委託している。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理も税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	期限内に納付されていること領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	A	経営努力により経営は黒字であり、経営状態は安定している。	A	決算資料からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。